地域密着型通所介護・介護予防通所サービス

デイサービスセンター天赦の里 利用料金表（利用者負担1割）

令和6年6月1日～

	要介護度	3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満
基本料金	要 支 援 1	1,824円/月	1,824円/月	1,824円/月	1,824円/月	1,824円/月
	要 支 援 2	3,672円/月	3,672円/月	3,672円/月	3,672円/月	3,672円/月
	要 介 護 1	422円/日	443円/日	667円/日	688円/日	764円/日
	要 介 護 2	485円/日	508円/日	788円/日	813円/日	903円/日
	要 介 護 3	548円/日	574円/日	909円/日	939円/日	1,046円/日
	要 介 護 4	609円/日	638円/日	1,028円/日	1,064円/日	1,189円/日
	要 介 護 5	673円/日	705円/日	1,151円/日	1,189円/日	1,331円/日

加算（要支援）	運動機能向上加算	259円/月	運動機能向上計画に基づき、計画的に運動機能向上サービスを行っている場合
	若年性認知症利用者受入加算	244円/月	若年性認知症利用者に対して介護を行った場合
	サービス提供体制強化加算	Ⅰ1 90円/月 Ⅰ2 179円/月 Ⅱ1 73円/月 Ⅱ2 146円/月 Ⅲ1 25円/月 Ⅲ2 49円/月	Ⅰ:介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上若しくは勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上 Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上 Ⅲ:介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が40%以上若しくは介護を直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30% ※1:要支援1の方 2:要支援2の方
加算（要介護）	入浴介助加算	Ⅰ 41円/日 Ⅱ 56円/日	Ⅰ:入浴介助を適切に行うことが出来る人員及び設備を有して入浴介助を行い、入浴介助に関する研修等を行った場合 Ⅱ:Ⅰの要件に加えて機能訓練指導員等が共同して利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で個別の入浴計画を作成した場合
	個別機能訓練加算	Ⅰイ 57円/日 Ⅰロ 77円/日 Ⅱ 21円/月	Ⅰイ:個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合 Ⅰロ:専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置し個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合 Ⅱ:個別機能訓練計画等の情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合 ※ⅠとⅡは併算可
	若年性認知症利用者受入加算	61円/日	若年性認知症利用者に対して介護を行った場合
	サービス提供体制強化加算	Ⅰ 23円/日 Ⅱ 19円/日 Ⅲ 6円/日	Ⅰ:介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上若しくは勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上 Ⅱ:介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上 Ⅲ:介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が40%以上若しくは介護を直接提供する職員の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30%
加算（共通）	送迎減算	-47円/片道	居宅と事業所との間の送迎を行わない場合
	科学的介護推進体制加算	41円/月	入所者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合
	介護職員等処遇改善加算	Ⅰ:所定単位数の9.2% Ⅱ:所定単位数の9.0% Ⅲ:所定単位数の8.0% Ⅳ:所定単位数の6.4%	Ⅰ:厚生労働大臣が定める基準を満たして介護職員の賃金の改善等を実施している場合 Ⅱ:Ⅰのうち、一部の条件を満たしている場合 Ⅲ:Ⅱのうち、一部の条件を満たしている場合 Ⅳ:Ⅲのうち、一部の条件を満たしている場合 ※所定単位数とは、基本単位数(料金)と当施設が適用する加算単位数(料金)(介護職員等処遇改善加算を除く)との合計
その他	理美容代	2,000円/回	ご希望に応じて理美容サービスをご利用いただいた場合
	食事費用	500円/日	昼食を提供した場合
	クラブ費	実費	ご希望に応じてクラブ活動に参加された場合
	レクリエーション費	実費	ご希望に応じてレクリエーションに参加された場合
	時間外サービス	500円/時間	営業時間内であり、サービス提供時間後に連続してサービスを利用する場合

◎上記の基本料金、加算料金は、小数点以下切り捨ての料金となっております。1ヶ月単位での請求の為、料金に若干の誤差が出ることがありますが、ご了承下さい。